

令和6年度

新港地区緑地維持管理業務

特記仕様書

1. 業務概要

本業務は、下関港（新港地区）の外海に面する護岸背後の緩衝緑地において、植樹された樹木の維持管理を行うものである。

2. 業務場所

下関市長州出島

3. 業務履行期間

契約締結日以降の指定日から令和7年3月31日（月）までとする。

4. 業務内容

業務名称	単位	数量	摘要
樹木調査作業	式	1	
樹木整姿（枝打ち）作業	本	300	
樹木現状復旧（倒木起こし）作業	本	200	
樹木伐採（除根）作業	本	86	

5. 業務仕様

5-1. 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「公園緑地工事共通仕様書」（国土交通省都市局）、「山口県土木工事共通仕様書」の定めによるものとする。上記仕様書は全て最新版を適用する。本業務においては、生きている樹木の維持を優先することとし、実施作業については現地調査を踏まえて協議を行うものとする。

5-2. 樹木調査作業

新港地区の緩衝緑地において、平成29年度から令和2年度にかけて植え付けた樹木の生育状況を調査し、既往図面等の資料をもとに今後の管理に資する現況図面を作成するものとする。

5-3. 樹木整姿（枝打ち）作業

枝葉間接触による枯損を抑制するため、繁茂した枝葉の枝抜きや切詰め等を行うものとする。

5-4. 樹木現状復旧（倒木起こし）作業

倒れた状態にある成木について、引き続き生長できる状態に復旧するものとする。

5-5. 樹木伐採（除根）作業

成木の生長に支障となる樹木や枯損木を撤去し処分するものとする。

6. 検査

本業務は、本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 提出書類

- 1) 着工前は、管理技術者・照査技術者等選任通知書、業務委託工程表、業務計画書及びその他監督職員が指示するもの。
- 2) 完成後は、成果品（電子データ含む）一式、業務委託完成届、請求書、その他監督職員が指示するもの。

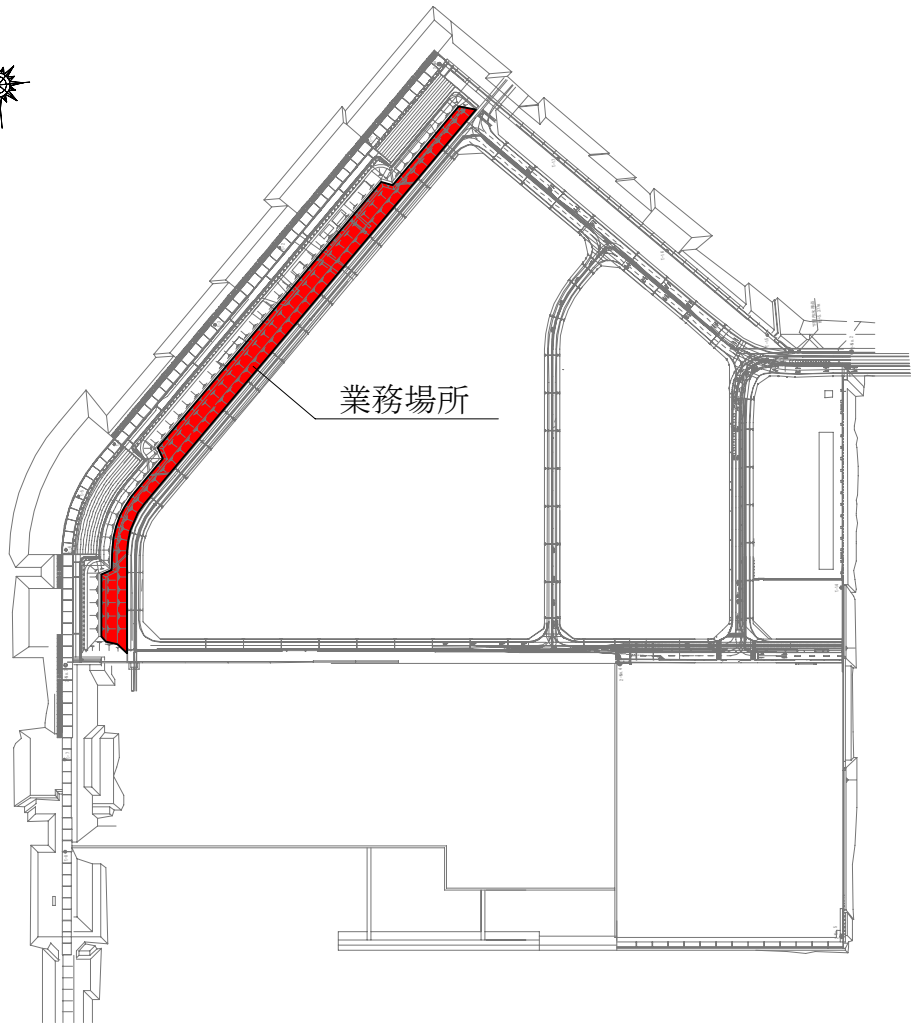
8. 労働環境改善の取組

- 1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

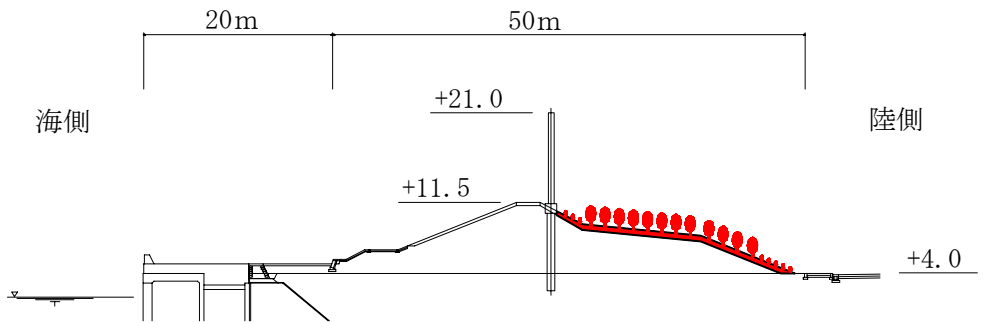
9. その他

- 1) 管理技術者は、1級又は2級造園技能士の資格を有するものとし、現地作業時は品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。
- 2) 本特記仕様書に記載なき事項および本業務作業上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 本業務の実施に必要な用具は、すべて受注者の負担とする。ただし、業務に伴い、発注者が所有又は管理している電源等の光熱水機器を使用しなければ、業務の遂行が困難な場合は、発注者は必要最小の限り、当該機器の使用及び当該使用に係る光熱水を受注者に無償で供与するものとする。
- 4) 受注者は業務の実施に当たり、発注者の所有又は管理する施設並びに当該施設の利用者及び通行人等に損害等を与えた場合は、速やかに発注者に連絡を行うと共に、当該損害の賠償責任を負うものとする。
- 5) 図面データは AUTOCAD または JWCAD で提出すること。

位置図



(標準断面図)



特記仕様書（環境編簡易）

市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 市と受託者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受託者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。